

6 株主のために

みなさまの信頼に応えられるよう、コンプライアンスの強化に努めています

わたしたちは、株主や投資家のみなさまの期待と信頼に応える企業であり続けるために、コンプライアンスとコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。コンプライアンスの強化を中心にご紹介します。

コンプライアンスの強化に取り組んでいます

2019年11月、当社の連結子会社である東邦薬品（株）が、医療用医薬品の入札に関する独占禁止法違反の疑いで、公正取引委員会から立入検査を受けました。2020年12月には東邦薬品（株）および当社社員が公正取引委員会から刑事告発され、東京地方検察庁から起訴されました。みなさまには、多大なるご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。当社グループは、今回の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、さらなるコンプライアンスの徹底をはかり、信頼の回復に努めてまいります。

●グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会の機能を強化しています

わたしたちは、「リスク管理基本規程」に基づき、コンプライアンス（法令の遵守と企業倫理の確立）を推進するとともに、経営に重大な影響をおよぼすリスクを回避するため、「グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会」を2007年に設置して、毎年開催しています。

2020年8月7日開催の第42回委員会からは、東邦ホールディングス（株）代表取締役社長の有働敦が委員長の任に当たり、率先してコンプライアンスの強化に取り組んでいます。この第42回委員会は、一切の妥協をせずに取り組むために、グループ全体から新たに委員を選抜し、有働委員長が「独占禁止法遵守を徹底し、二度とステークホルダーの信頼と共感を失うことをしていない」と宣言しています。

また、今回の議事録を医薬品卸売事業子会社のコンプライアンス委員会と共有したうえで、グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会が経営上のリスクにつながりかねない潜在的な問題を把握してその発生を防止すること、発生した問題に関しては適正なプロセスを経たうえで迅速に措置を講じることを確認しました。

この第42回委員会の内容は、2020年8月下旬に発行した社内報を通じて、グループの全従業員に周知しています。

グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会は、今後も原則として年に2回以上開催します。

●グループの全従業員に対して法令遵守を徹底しています

医薬品卸売事業の子会社に対して、あらためて法令遵守体制を整備するよう指示しました。各社の取締役会やコンプライアンス委員会に対して指導・監督を強化し、情報共有を進めます。

また、グループの全従業員に対して、毎月開催のグループテレビ朝礼などで、独占禁止法違反を疑われる行為を絶対に行なわないよう伝えています。

●コンプライアンスについての研修を充実させています

MS職に配属された新入社員に対しては、以前から独占禁止法や医療用医薬品卸売業公正競争規約の研修を実施しています。その内容を拡充させるとともに、対象を管理職や営業職全体に拡大しています。

東邦薬品（株）の5つの支社に対しては、東邦ホールディングス（株）の法務部責任者が2020年9月から12月にかけて、支社長や営業部長などの営業の管理職約250名を対象として、独占禁止法遵守に焦点を絞った研修を実施し、独占禁止法に抵触する行為および疑われる行為の根絶、そして信頼回復に向けてコンプライアンス推進に不断の努力をすることを確認しました。

医薬品卸売事業子会社に対しては、東邦ホールディングス（株）の弁護士が2020年3月から10月にかけて、取締役及び営業責任者を対象として同様の研修を実施しました。

これらの研修では、社内規程のひとつである「独占禁止法遵守規程」の内容をあらためてレクチャーしました。たとえば、同業者との会合への参加には制限があること、参加した場合でも情報交換に制限があること、不適正な事例を見聞したときに内部通報制度を活用することなどです。

また、（一社）日本医薬品卸売業連合会が2020年11月に東京で実施した医療用医薬品卸売業公正競争規約についての研修にも、東邦薬品（株）本社・東京営業部の営業職が参加しました。

卸売事業子会社の営業所単位の朝礼・会議では、インターネット「コンプライアンス・ライブラリ」を活用して、定期的に研修するようにしています。掲示しているコンプライアンス関連の資料は、隨時見直しと追加をしています。

●倫理綱領を配付し、法令や社会規範を周知しています

わたしたちは、2011年に「共創未来グループ倫理綱領」を制定し、2017年には、調剤薬局事業や医薬品製造販売事業の拡大を考慮した改定版を配付しました。この倫理綱領は、グループスローガンや経営理念に基づき、全社員の業務活動における行動指針を定めたものです。また、薬機法、薬剤師法、独占禁止法、景品表示法とそれに基づく医療用医薬品卸売業公正競争規約などを遵守するためのポイントも解説しています。この倫理綱領を当社グループで働くすべての人に配付し、さらに各事業所に常備して業務委託先のスタッフにも周知徹底しています。なお、このたびの独占禁止法違反をふまえた改定版の発行も検討しています。

●医薬品の情報提供が適正かどうか教育・監督しています

2019年4月に厚生労働省の「医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドライン」が適用されました。医薬品の広告やPR活動をより適正なものにしていくための指針です。医薬品卸売事業各社と共に未来ファーマ(株)に、販売情報監督室を設置して、ガイドラインに準拠した情報提供ができるよう、従業員を教育・監督しています。

コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでいます

東邦ホールディングス(株)は、経営活動の透明性と健全性を維持し、意思決定の迅速化、経営責任の明確化、経営に関する監査や監督の強化をはかるため、コーポレート・ガバナンス(企業の経営を管理・統制する仕組み)の充実に取り組んでいます。取締役会では、経営上の意思決定および業務執行の監督を行なっています。機動的な経営体制を構築するため、ならびに責任や評価を明確にするため、取締役の任期は1年とされています。監査等委員である取締役は2年です。

取締役会での意思決定をスムーズに進めるために、取締役会に提出される議案は、グループ経営委員会で事前に審議されます。グループ経営委員会は、当社グループの取締役・執行役員などで構成されています。

取締役会での意思決定プロセスについては、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)が監査・監督し、議案内容の適法性を吟味するとともに、経営の透明性も確保しています。さらに、グループ監査室(グループ会社の監査を

取締役会の構成員 ピンクは女性、グリーンは社外取締役



行なう)や会計監査人(会計監査を行なう)と定期的に情報共有や意見交換を行なって、さらなる監査体制の強化に取り組んでいます。

なお、コーポレート・ガバナンス報告書を作成し、東京証券取引所に提出するとともにホームページに掲載しています。

適時・適切に情報を開示してIR活動に取り組んでいます

東邦ホールディングス(株)は、金融商品取引法などの関連法令や証券取引所規則を遵守し、公平かつ適時・適切に企業情報を開示するなど、IR活動(Investor Relations:投資家向け広報)に積極的に取り組んでいます。第2四半期(中間)決算と本決算後には、決算発表とあわせて記者会見を行ない、機関投資家・証券アナリストなどを対象とする決算説明会を実施しています。また、当社ウェブサイトにおいて決算説明会の資料を公開するほか、音声による配信サービスも行なっています。少人数のスモールミーティングや個別ミーティングにも積極的に取り組んでいます。海外の機関投資家向けには、開示文書や決算説明会資料の英訳をウェブサイトに掲示するほか、経営トップが諸外国に赴いて機関投資家との対話を実施しています。

海外の機関投資家との対話

2019年度(7月):イギリス、シンガポール、香港

2020年度:コロナ禍のため実施せず

株を1単元以上保有する株主へ株主優待品を贈呈しています

東邦ホールディングス(株)では、毎年3月31日(当社期末)最終の株主名簿に記載または記録された1単元(100株)以上を保有する株主へ、株主優待品を贈呈しています。

所有者別株主分布状況(2020年3月末)

